

平成31年度環境省税制改正要望について

平成31年度 環境省 税制改正要望の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

諸外国においては数多くの税制全体のグリーン化の実践の蓄積や教訓が存在し、先般のG7シャルルボワ首脳コミュニケにおいては「我々は、引き続き経済成長を進め、持続可能で強靱でクリーンなエネルギーシステムの一環として環境を保護し、適応能力へ資金を提供するため、市場に基づくクリーン・エネルギー技術の開発を通じたエネルギーの移行の果たす主要な役割並びにカーボンプライシング、技術的協力及びイノベーションの重要性につき議論を行った」とされた。現在、こうした状況を踏まえ、脱炭素社会に向けた資金を含むあらゆる資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長につなげていくドライバーとしてのカーボンプライシングの可能性について検討を行っている。

第5次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

（地球温暖化対策）

- 平成24年10月から施行されている「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のグリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

（自動車環境対策）

- 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、エコカー減税対象車の重点化等を検討する等、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 低炭素社会

- コージェネレーションに係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】
- 低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【拡充・延長】

(2) 自然共生型社会

- 鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置（狩猟税）【延長】

(3) その他

- 被災自動車等に係る特例措置（自動車重量税）【延長】
- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）【拡充・延長】

平成 31 年度 環境省税制改正要望の概要

1. 税制全体のグリーン化の推進

諸外国においては数多くの税制全体のグリーン化の実践の蓄積や教訓が存在し、先般の G7 シャルルボワ首脳コミュニケにおいては「我々は、引き続き経済成長を進め、持続可能で強靱でクリーンなエネルギーシステムの一環として環境を保護し、適応能力へ資金を提供するため、市場に基づくクリーン・エネルギー技術の開発を通じたエネルギーの移行の果たす主要な役割並びにカーボンプライシング、技術的協力及びイノベーションの重要性につき議論を行った」とされた。現在、こうした状況を踏まえ、脱炭素社会に向けた資金を含むあらゆる資源の戦略的な配分を促し、新たな経済成長につなげていくドライバーとしてのカーボンプライシングの可能性について検討を行っている。

第 5 次環境基本計画（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）に基づき、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進するために、以下のとおり、幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

（地球温暖化対策）

- 「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

（自動車環境対策）

- 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、エコカー減税対象車の重点化等を検討する等、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

2. 個別のグリーン化措置

(1) 低炭素社会

- **コージェネレーションに係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】**
 - ・ コージェネレーション設備について、課税標準を最初の3年間、課税標準となるべき価格の5/6に軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

- **低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【拡充・延長】**
 - ・ 燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備（水素充てん設備、天然ガス充てん設備）に係る課税標準の特例措置について、2年間延長するとともに、水素充てん設備については、課税標準額を1/2に拡充する。

(2) 自然共生型社会

- **鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置（狩猟税）【延長】**
 - ・ 有害鳥獣捕獲従事者が狩猟者としての登録を受ける際にかかる狩猟税の税率を
 - － 対象鳥獣捕獲員について、非課税
 - － 許可捕獲の従事者について、1/2に軽減
 - － 認定鳥獣捕獲等事業者について、非課税とする特例措置について、適用期限を5年間延長する。

(3) その他

- **被災自動車等に係る特例措置（自動車重量税）【延長】**
 - ・ 東日本大震災による津波被害等により被災した自動車等について、車検残存期間（平成23年3月11日から車検期間満了日まで）に相当する自動車重量税を還付する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

- **試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）【拡充・延長】**
 - ・ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除について、
 - － 総額型の控除上限の引き上げ
 - － ベンチャー等との共同研究における控除率の引き上げの拡充等を図る。